

『光格天皇御琵琶始之図』に関する覚書

所 功

目次

- はじめに
- 一 帝王政教理念の礼と楽
 - 二 平安以来の名器と秘曲
 - 三 持明院統流の琵琶相承
 - 四 光格天皇の琵琶の御所作
 - 五 寛政九年の「御琵琶始」
 - 六 『御琵琶始之図』の全容

はじめに

25

昨年（二〇一九）の五月一日、前日「讓位」された上皇に代り第一二六代の新天皇に皇位継承が行われた。文化十四年（一八一七）光格天皇の讓位から約二百年ぶりの出来事である。

当モラロジー研究所の道德科学研究センターでは、平成二十四年（二〇一二）私の着任後に「皇室関係資料文庫」を設け、皇室の歴史的研究に有用な関係資料の収集に努めてきた。その一環として、寛政三年（一七九二）光格天皇が聖護院の仮御所から新造の内裏へ還幸された時の行列絵巻を廉価で入手して、廣池千九郎記念館で一般に展示したこともある。⁽¹⁾

また、この数年間に私自身と当文庫の関係者（橋本富太郎・久禮巨雄・後藤真生の三氏）が各々に調査し検討しえた成果をまとめた『光格天皇関係絵図集成』（横長A4判四三〇頁）を出版し、⁽²⁾その再校正中（一月下旬）に京都の古書店から『光格天皇御琵琶始之図』（仮題）一軸の出品情報が届いたので、急遽個人で購入して、近く研究所へ寄贈することにした。

そこで、上記の絵図集成には、この図の二葉をカラー口絵と

して掲載し、序論に簡単な説明を加筆したが、全容の解明は後日を期すほかなかった。それを承けて、とり急ぎ調べたことを、ここに覚書とする。博雅の御批正・御示教を賜りたい。

一 帝王政教理念の礼と楽

古代中国の儒学（儒教）は、天下を統治する帝王の教学として役立てられた。その要諦が礼と楽である。礼（形の秩序）のみならず、楽（心の調和）こそ重要な所以は、たとえば『礼記』（楽記）に左のごとく強調されている。⁽³⁾

- ・ 楽は天地の和なり、礼は天地の序なり。和する故に百物皆化し、序する故に群物皆別あり。
- ・ 楽は聖人の楽しむ所なり。而して以て民心を善くす。その人を感じしむること深く、その風を移し俗を易ふ
- ・ 礼は民の心を節し、楽は民の声を和す。政以ってこれを行ひ、刑以ってこれを防ぐ。礼楽政刑、四つながら達してもとらざる時、すなはち王道備はれり。

わが国では、このような儒学（儒教）を早く大和時代（五世紀前後）から受け入れ、飛鳥時代（ほぼ七世紀）に礼楽思想を基調とする律令国家の形成に努めた。その理念は、奈良時代（ほぼ八世紀）から平安前期（ほぼ九世紀）まで勅撰六国史にも、平安中後期（ほぼ十世紀）以降の勅撰和歌集や宮廷物語な

ども脈々と伝わっている。⁽⁴⁾

このような礼楽思想により重んじられた音楽は、律令官制に基づいて設けられた治部省の雅楽寮に任用された楽人たちだけでなく、天皇や皇族・貴族も自ら演奏の修練をしている。唐から伝来した正倉院に現存する螺鈿紫檀の「五絃琵琶」・阮咸（四弦琵琶）や琴・箏・笙・竽・笛なども、聖武天皇のもとで実用された遺品とみられる。⁽⁵⁾

二 平安以来の名器と秘曲

そのうえ、古代から天皇も重視された琵琶は、平安時代に「玄上」（玄象）という名器が現れ、特別な扱いを受けてきた。その来歴については、『三代実録』によれば、藤原貞敏が「遣唐使准判官」として承和五年（八三五）入唐し、「能く琵琶を弾く者劉二郎」から「譜数十卷を贈」られ、「劉の娘」から「新声数曲を習」い、翌年離唐に先立ち「紫檀紫藤琵琶一面」を贈られている。⁽⁶⁾ その琵琶は、「唐琵琶師」の名に因んで「玄上」と称されるようになったとか「撥面に黒き象をかけるによりて玄象といふ」とも伝えられる。⁽⁷⁾

この玄上（玄象）は、「延喜・天曆の治」を親政された醍醐天皇・村上天皇の御物として、清涼殿の御厨子に納め珍重された（『江談抄』）。そのため、「名器の中、その徳尤も勝れ、天地

を感じしむ」(『琵琶合記』)とみなされ、これを弾く際は「兼日(あらかじめ)しゃうじん(精進)して、うちうちこれをする」(『胡琴教録』)ほど厳重に扱われている。⁽⁸⁾

一方、このような名器で演奏される楽曲も、やがて特定の三曲が「秘曲」として格別視された。『伏見宮旧藏楽書集成』を解説し翻刻された相馬万里子氏⁽⁹⁾によると、「琵琶の最秘曲」は、「遣唐使藤原貞敏が、唐の簾承武より伝授したという、揚真操・石上流泉・啄木」の三曲をさすが、「石上流泉の異伝かと考えられ」る「上原石上泉」は、「村上帝」か「西宮左大臣」源高明(共に醍醐天皇の皇子)らが、月夜に琵琶を弾いていたところ、(唐から)簾承武の霊が飛来して授けたという不思議な伝説を持つ。⁽¹⁰⁾

この琵琶を帝王に必須の特別な教養として、十三歳で元服するころから習得に励まれたのは後鳥羽天皇である。その上達は目覚ましく、讓位後の元久二年(一一二〇五)二十六歳で「御師」(師匠)の藤原定輔から「琵琶秘曲」をすべて伝授され、名器の「玄象」を弾いておられる。⁽¹¹⁾

しかも、この年は、延喜五年(九〇五)醍醐天皇のもとで初の勅撰和歌集が作られてから三百年目に、後鳥羽上皇が『新古今和歌集』を作られ、祝賀の竟宴を開かれているから、いわゆる延喜の治を文化的に継承再現する意味も含まれていたとみられる。

三 持明院統流の琵琶相承

『天皇の音楽史』を著された豊永聡美氏は、相馬万里子氏の研究(注9)をふまえて、天皇の権威を保証する「楽器」として、後鳥羽上皇の実績により、平安時代までの笛に代って琵琶が重んじられ、「本格的な『琵琶』の時代が始まる」こと、しかも、後嵯峨天皇以後「両統迭立期になると、持明院統流の天皇にとって習得すべき楽器は琵琶を継承するが、大覚寺統の天皇は(従来どおり)笛を代々習得するようになる」ことを明らかにされている。⁽¹²⁾

すなわち、後鳥羽上皇の信頼が篤く言動を共にされた順徳天皇は、建保六年(一一二一八)有名な「中殿(清涼殿)御会」の管弦御遊で、みずから名器「玄上」を弾かれたが、その直前に「御師」藤原定輔から秘曲を伝授されている。それから三年後(一一二二一)承久の変により、後鳥羽・順徳両上皇が隠岐と佐渡へ流されたにも拘らず、皇位は後鳥羽上皇の孫にあたる後嵯峨天皇からその子孫へと受け継がれ、後深草天皇の持明院統系と、龜山天皇の大覚寺統が交互に即位する「両統迭立」となった。その間に琵琶の秘曲は、持明院統の後深草天皇―伏見天皇―後伏見天皇―光厳天皇―後光厳天皇へと伝授されている。

なお、後醍醐天皇は大覚寺統であるが、両統迭立を克服しよ

うとして、琵琶も熱心に習得された。元亨元年（一三二一）西園寺実兼から秘曲「流泉」を伝授され、翌年には実兼の後継者今出川兼季から最秘曲「啄木」をも伝授されている（『秘曲御伝授記』『啄木御手授記』）。

また、平安末期の藤原師長（頼長の長男）が琵琶譜を集成した『三五要録』は、師長から秘伝を授けられた藤原孝道から三代を経て後村上天皇へと伝えられた正平二十年（一三六五）の奥書を持つ写本が「伏見宮旧蔵楽書集成」の中にある。¹³ 大覚寺統の歴代も、琵琶秘曲の相伝を重視されていたことがわかる。

ただ、豊永聡美氏¹⁴によれば、帝王の演奏される楽器のうち、琵琶は持明院統の歴代に受け継がれてきたが、「琵琶の本来である崇光流伏見宮家出身の後花園は……後光厳流の後小松になり、笙と箏を帝器とした」。そのため、「戦国・江戸時代における……主たる帝器は、あくまでも笙と箏であり……琵琶が天皇の楽器に返り咲くことはなく、……伏見宮家は琵琶の家として、その伝承を継承していく」。「その後、音楽の習得に対する執着が薄れはするものの、江戸時代最後の孝明天皇まで、笙や箏を帝器とする時代が続く」といわれている。

四 光格天皇の琵琶の御所作

文正元年（一四六六）、後土御門天皇の大嘗会に「清暑堂御

遊」が行われ、伏見宮貞常親王から今出川教季へと琵琶の撥合が伝授された。¹⁵ しかし、この翌年に起きた応仁の乱以降、いわゆる戦国時代に大嘗祭など宮廷の重要な儀式も祭祀も長らく中絶している。従って、天皇が琵琶の秘曲を伝授される儀式も、段々行われ難くなっていたのであろう。

けれども、それを本格的に再興しようとしたのが、光格天皇だと想われる。『光格天皇実録』¹⁶には、寛政九年（一七九七）から天保八年（一八三七）までに、次のような記事（網文）がみえる。

- ①寛政九年一月五日「滝笛吹始・琵琶弾始を行わせらる」
- ②同九年五月二十六日「天皇、始て琵琶を前右大臣西園寺賞季に学び給ふ。朝餉間に出御、琵琶始あらせらる。前右大臣西園寺賞季、仰に依り萬歳楽譜を献上す」
- ③同九年七月十四日「笙……琵琶の御所作あらせらる」
- ④同九年十月十七日「小御所に於て管弦御遊を行はる。（天皇）琵琶の御所作あらせらる」
- ⑤同十年一月二十二日・⑦二月十三日・⑧二月十八日・⑨三月五日・⑩三月十三日・⑪三月二十二日・⑫三月二十五日・⑭三月二十九日「小座敷に於て……管弦の御遊あり。（天皇）笙・笛・琵琶の御所作あらせらる」

⑥同十年二月十日「無染亭に於て管弦の御遊を行はる。（天皇）」

笙・笛・琵琶の御所作あらせらる」

⑬同十年三月二十六日「小御所東廊に於て御樂始を行はる。
(天皇) 出御、琵琶の御所作あらせらる」

⑮同十年四月十八日・⑯四月二十一日・⑰五月一日「石灰壇に於て御拜あらせらる。……管弦の御遊あり。(天皇) 笙・笛・琵琶の御所作あらせらる」

⑰同十年四月二十八日・⑱五月八日・⑳五月十六日・㉑七月七日・㉒八月二十一日・㉓八月二十四日・㉔九月十四日・㉕九月二十五日・㉖十月二日・㉗十月四日・㉘十月十七日「管弦の御遊あり。(天皇) 笙・笛・琵琶の御所作あらせらる」

⑲同十年五月四日・㉙五月十三日・㉚七月二十三日「管弦の合奏あり。(天皇) 笙・笛・琵琶の御所作あらせらる」

※⑳享和元年(一八〇一)六月二十日「前内大臣今出川実種、琵琶大曲譜面を西園寺寛季に還付す」(『史料稿本』)

㉑享和二年三月二十四日・㉒文化四年九月二十八日「奏樂始・天皇、琵琶を御す」(『史料稿本』)

㉓享和三年八月二十八日・㉔文化二年十二月二十一日「小御所に於て管弦を行はる。(天皇) 琵琶の御所作あらせらる」

㉕文化四年(一八〇七)九月二十八日・㉖同八年九月二十日「御樂始を行はる。(天皇) 琵琶の御所作あらせらる」

㉗文化十二年(一八一六)十月十日「盛化門院(近衛維子)の三十三回忌により……禁中に於て懺法講を行はる。(天皇)

出御あらせられ、初日には琵琶、二日には箏、三日には笛の御所作を行はる」

〈以上は在位中、以下は讓位後〉

④④文政七年(一八二四)九月二十一日「(上皇) 修学院離宮に御幸あらせらる。窮邃軒に於て和歌御会を行はる。又当座和歌御会あり。次に管絃の御遊あり。笛・笙・箏・琵琶の御所作あらせらる」

④⑤同七年十月二十二日・④⑥同十一年三月十三日・④⑦同十二年十月十九日・④⑧天保四年九月二十一日「小御所に於て管絃の御遊あり。(上皇) 笛・琵琶の御所作あらせらる」

④⑨同八年十月二十三日「修学院離宮に御幸あらせらる。先づ寿月夜に渡御……管絃の御遊あり。(上皇) 羯鼓・笛・琵琶の御所作あらせらる」

④⑩同九年三月二十三日・④⑪同十年九月二十一日・④⑫同十一年三月二十三日「修学院離宮に御幸あらせらる。……寿月観に於て管絃の御遊あり。琵琶・笛(④⑬では箏・④⑭では箏も笛も)の御所作あらせらる」

④⑬同十三年三月十六日・④⑭天保二年十月十七日・④⑮同三年三月二十三日・④⑯同六年四月七日・④⑰同七年四月七日「修学院離宮に御幸あらせらる。……寿月夜に於て管絃の御遊を行はる。笛・羯鼓(④⑱では箏・④⑲では横笛・④⑳では太鼓)と琵琶の御所作あらせらる」

以上のごとく在位中の後半（二十七歳から二十年間）に四十数回、讓位後（四十七歳から二十三年間）でも十回以上、琵琶の御所作を行われている。それは江戸時代を通して前後に例のないことであつて、光格天皇が単に琵琶を好まれたからだけでなく、後鳥羽天皇以来「帝器」として重んじられ、とりわけ後深草天皇以降の持明院統流の歴代が琵琶秘曲の相承を皇位継承の文化的な権威を示すものとされてきた故実を再興する意図をもって励行されたのであろうと想われる。

五 寛政九年の「御琵琶始」

このうち、最も注目すべきは、寛政九年（二七九七）五月二十六日の「琵琶始」である。『光格天皇実録』同日条に、次のような史料が引載されている（イ・ハは原漢文を書き下す）。

（イ）『禁裏執次諸所日記』

午刻前、琵琶始を済し為され候旨、奥より表使を以て仰せ出され、御付象奥へ表使を以て御歛び申し上げられ、表の伝奏衆・議奏衆へ当番を以て申し上げられ、取次・御賄頭奥へ想悦申し上る。

（ロ）『御湯殿上日記』

御琵琶はじめにて、あさかれるへ出御。く御、御引直衣、御

ひとへ・御うちばかまなり。内々御けん有り。西園寺前右府殿、御師範申し入らる。右に付き内侍所へ御まな一折、御すまいる。御くままいる。西園寺前右府殿へ黄金二十両、御絹三疋、二種一か、奉書にてた（賜）ぶ。とり（取）次御使なり。

（ハ）『正親町』公明卿記』

主上の御琵琶始、御師範前右大臣（西園寺）賞季公、仰せに依り萬歳楽「只拍子」の譜を献ず。四月二十四日に之を献ぜられる。壇紙同じ二枚を以て之を裹み、脚宮に居ゑ「結び申さず」、上下押し折り斗りなり「折目ラツケズ」。旧例云々。

萬歳楽（只拍子）

七七乙乙七七 乙八〇下十 〇乙八〇乙七七 一 〇乙八〇下十 〇乙七七
 七七乙七〇 〇下十 〇乙七七 乙八〇 〇下十 〇下七 〇下七 〇下十 〇下十 乙八〇
 〇下十 乙八〇乙八 〇下十 〇下七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七
 〇下十 〇下十 〇下十 乙八〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七
 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七
 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七 〇乙七

之を授け奉り訖んぬ。

／＼従一位藤原賞季

これによれば、光格天皇（二十七歳）は、あらかじめ「御師範」の前右大臣西園寺賞季（五十五歳）に仰せて「萬歳楽」の楽譜を献せしめられ、（それから稽古された上で）、当日午前、御引直衣・御単・御内袴の衣装を召して、御常御殿から清涼殿

へ出御された。その朝餉間における「琵琶始」（御稽古初）の所作などは後述するが、(ロ)『御湯殿上日記』によれば、これにちなみ内侍所（賢所）でお供えし御鈴を鳴らす祈願が行われ、また御師匠の西園寺賞季に高額な金品を賜わっている。

六 『御琵琶始之図』の全容

この光格天皇により再興されたとみられる「御琵琶始」に関する資料は、管見の限り僅かしかない。ところが最近、それについて描いた絵巻『光格天皇御琵琶始之図』一軸（27 cm × 8 m 4 cm）を京都の古書店から入手することができた。保存状態の良い紙本着色の絵巻であるが、その全容をモノクロ図版により、末尾に掲出する。

その図中に記される人物の注記と説明の詞書を抄出すれば、次のとおりである（丸括弧内は説明補注）。

- ①左京権亮嗣武（赤袍。前に笠持の白衣二人）
- ②勘解由判官正邦（赤袍。前に青衣二人）
- ③右近大夫珍賢（赤袍。前に灰衣二人）
- ④左馬助親臣朝臣（黒袍。前に橙衣二人。後に茶衣二人）
- ⑤車副（白衣二人）／⑥※（巴紋の手輿。白衣輿丁九人）
- ⑦御笠持（白衣。前に灰衣二人）／⑧雨皮持（白衣）

⑨雑色長／⑩雑色（灰衣。合計九人）

⑪御琵琶長櫃（橙衣櫃持四人。前に灰衣二人）

⑫白丁（白衣六人）

⑬近衛（灰衣弓持四人）

⑭※（板輿。白衣輿丁六人。後に白衣笠持・灰衣童子）

⑮侍淡路守源篤敏（灰袍。後に灰衣三人・白衣三人）

A（和文の詞書）

⑯※（殿内の内外に長櫃と黒袍一人・赤袍三人・灰衣五人）

B（漢文）／C（和文）

⑰※（殿内と廊下に座し琵琶を弾く黒袍の二人）

D（和文）／E（和文）／F（奥書）

〈詞書〉※和文に句読点、Bの漢文に返点・送り仮名を加えた。

A 御車は右大臣のたてさせ給ふ程にすゑて／をりさせ給ふ御簾を公理朝臣か、げらる。

御沓は親臣朝臣捧奉る御裾を雑色／長左將監下毛野敦光取もたげて随ふ。置路をありき給ひ、建美和能／恭礼の門をいらせ給ひ、南殿の御後を経て、明義門を出、無名門をいり、小板／敷より殿上に昇給ふ。御沓を公理朝臣取て、諸大夫・雑色に伝ふ。御比巴／の長櫃を軒廊の辺に昇すへ、諸大夫雑色など、たち寄て、覆をとり紐／をとき蓋をあけて／御器を袋より取出して、公理朝臣に渡しまいらす。／

B

これを鬼門にもち行て／さしおかるとぞ。

内の御次第は忠頼朝臣／注し奉られしを／其俣奥にしるす。

当日、御師匠人参内ニ、着レ殿上座ニ

時剋、出ニ御シタマフ朝餉ノ御座ニ

次ニ以テ頭ノ藏人ヲ召ニス 御師ノ匠人ヲ。其人ノ参ニ進ス 御前ニ

次ニ頭藏人取テ 御琵琶ヲ参進シ置クノ御座ノ前ニ

次ニ五位ノ藏人取テ私ニ琵琶ヲ置ク御ノ師匠人ノ座前ニ

次ニ令メ調ニ御琵琶ヲ御フ。／次ニ御師ノ匠人同ク調レフヲ。

次ニ御師ノ匠人弾ニ七撥ヲ／次ニ奉レ授ニ万歳樂ヲ。

次ニ御所作アラセラル／次ニ令メ置カ御琵琶ヲ御フ。

次ニ初役人参進シテ取ニ 御琵琶ヲ／置ニ本所ニ。

次ニ御師匠人退出ス。／次ニ入御シタマフ。

C

けふの御そさの御器は、千年といへる／うちの御もつ也。

そうし御式ともはてぬれば、更に御所のかたに／まいり給

ひ、御対面のことありて、本路を経てしりぞきまからせ／

給ふ。

D

御前の事共はてぬれば、本路をへて／かへりまからせ給

ふ。御行粧の外に、武士などのけひ(警固)もあれど、くだく

しければ／かきもらしつ。御家にかへり入せ給れば、内よ

りも女房(女内侍)の御文もて、御禄など／たまはらせらる御文

を、左に／うつしとゞめぬ。

E

※散し書きを1〜15の順に直す。吉野健一氏の示教による。

F

1くばう殿より／2御琵琶／はじめ／にて／3けふハ／
4めでたく／あさからず／御満ぞくに／5覚しめし候。／
6此黄金ノ二十両ノ御きぬノ三正ノ7二しゆ壱荷ノいわる
まいらせ候て／たび／8前右府殿ノ9御師範に／まいられ
／10此道ノ御けんノ榮ノ御事と／11めでたさノ12いわる
／覚し候よしノ心得候て／13なをく／御きげんノともよ
く／14かし給候ノ15給候。／かしく。

メ さいをん寺ノ前右府どのへ

御使御まへちかくめして、御請文をたぶ。／御使の祿給り
てまかる。夕つかたさらにまいらせ給ふ（よのつねの儀
也）。けふの御よろこび／とて、小御所におゐて糸たけを
聞召給ふ。はじめて御所作はありぬとぞ、／これも延文か
くやらむ。殿下を初奉り、上達部雲客、ミなく参りつど
ひ／給ふ人々。

殿下（政熙公ノ笛）・弾正親王（美仁ノ箏）・聖護院宮（盈
仁ノ箏）。

大臣殿（比巴）・前内大臣（実起公ノ笛）・正親町前大納言
（公明卿ノ笙）・今出川大納言（実種卿ノ比巴）・日野大納
言（資矩卿ノ箏）・四辻中納言（公万卿ノ箏）・久世前宰相
（通根卿ノ箏）・三位中将（尚季卿ノ比巴）・梅園三位
（実兄卿ノ笙）・豊岡三位（和資卿ノ箏）・園池三位（公
翰卿ノ笛）・正親町中将（実光朝臣ノ箏）・花園少将（実章

朝臣／比巴）・櫛笥少将（隆邑朝臣／笙）・川鱒少将（公陳朝臣／箏）・久世侍従（通理／箏）・堀川侍従（親実／笙）等也。御楽ハ平調万歳楽、五常楽（急）、林／歌（残楽／三反）、

抜頭慶徳残楽の比巴は、主上の御所さなりけるとぞ。げに有がたく／めでたかりき。

G 文化二乙丑五月日 猪飼正毅自写之／（朱印） □ □
（朱印）「正毅之印」

これによれば、当日（寛政九年五月二十六日）、光格天皇（二十七歳）が（おそらく）御常御殿から清涼殿へ移御される行列には、①～⑮の人々が随従している。

A その御車から下御される際、右大臣の二条忠良（二十四歳）と参議直前の裏辻公理（四十二歳）と今出川家に仕える山本親臣と雑色長を務める左将監の下毛野敦光らが奉仕している。

つぎに、そこから天皇は「置路」（庭道か）を歩かれ、恭礼門から紫宸殿の御後を経て明義門より無名門に入って、小板敷から清涼殿の殿上に昇られた。

その際「御比巴（琵琶）の長櫃」は、軒廊の辺に据え、諸大夫や雑色などが覆を取り紐を解き蓋を開けて「御器」（琵琶）を袋から取り出し裏辻公理に渡している。

さらに、清涼殿内で行われた「御次第」は、新参議の中山忠頼（二十歳）が「注し奉られ」た記録に次のごとくみえる。

B 当日、「御師匠人」の西園寺賞季が参内して、清涼殿の殿上座に着くと、天皇は「朝餉の御座」に出御される。

ついで頭の蔵人（蔵人頭）の正親町実光（五十四歳）から召された御師匠人が、天皇の御前に参進すると、頭の蔵人が「御琵琶」を取って御座の前に置き、また五位の蔵人が私に琵琶を取って御師匠人の座前に置く。

そこで、天皇が御琵琶を調べられ、また御師匠人が同じく琵琶を調える。その御師匠人が「七撥」を弾き、天皇に「万歳楽」を授け奉る。すると、天皇が「御所作」（御琵琶の演奏）を行われ、その御琵琶を置かれる。ついで初めの役人が参進して御琵琶を取り本所に置くと、御師匠人が退出し、天皇が入御される、という次第である。

C 今日の御所作（演奏）に用いられた御器は、「千年といへるうちの御もつ」（千年も前からと称される御物）である。「そうし（奏詞か）御式」が終れば、「御所」（御常御殿）の方へ参られ、天皇と御対面のことがあり、本路を経て退出される。

D 御師匠人は「御前の事共」（御対面など）が終れば、本路を経て帰り罷られる。御家に帰り入られると、「内」（内裏）より「女房」の御文（奉書）で「御禄」などを賜わった。

E その女房奉書には、「くぼう殿」から「御琵琶はじめ」が

今はめでたく行われたことを「御満足」に思し召され、「黄金二十両・御きぬ三疋・二しゆ袴荷」を祝いに賜り、これを「前右府殿（前右大臣）御師範（西園寺賞季）」に遣わされ、「此道御けん栄（顕栄）の御事」と目出たく祝い思召されていると心得て、ますます御機嫌良くあつてほしい旨が記されていた。

F ついで、「御師」を近くに召されて「御請文」を賜ると、御使が禄物を頂いて退出する。夕方さらに「けふの御よろこび」として、小御所で「糸たけ（竹）」（管弦楽）を聞き召された。そこで、天皇ご自身「はじめて御所作」を行われ、そこへ左記の公家たちが参り集り、管弦を奏している。

すなわち、関白鷹司政熙（三十七歳）は笛、彈正尹美仁親王（四十二歳、天皇の尊父）は箏、聖護院宮盈仁親王（二十六歳、天皇の実弟）も箏、「大臣殿」（左大臣二条治孝四十四歳か右大臣一条忠良二十四歳か）は琵琶、前内大臣三条実起（二十四歳）は笛、前大納言正親町公明（五十四歳）は笙、大納言今出川実種（四十四歳）は琵琶、大納言日野資矩（四十二歳）は箏、中納言四辻公方（四十一歳）も箏、前参議久世通根（五十三歳）、三位中将今出川尚季（十六歳）が琵琶、三位梅園実兄（三十三歳）が笙、三位豊岡和資（三十四歳）が篳篥、三位園池公翰（三十三歳）が笛、近衛中将正親町実光（二十一歳）が箏、近衛少将花園実章（三十一歳）が琵琶、近衛少将櫛笏隆昌（二十一歳）が笙、近衛少将河鰭公陳（二十五歳）が篳篥、侍

従久世通理（十六歳）も篳篥、侍従堀川親実が笙などである。

また、御楽曲は平調の「万歳楽」と「五常楽」と「林歌」と「抜頭」と残^{のりかく}楽の「慶徳」であり、それらの琵琶は「主上」（光格天皇）が御所作（演奏）されたといわれ、まことに有り難く目出たいことである。

以上を要するに、この日、まず昼間に光格天皇が清涼殿へ出御され、朝餉間において御師匠人の西園寺賞季から「万歳楽」を授けられ、自ら御所作（演奏）して「御琵琶始」の儀を行われた。

ついで、退出した御師匠人の家に女房奉書と褒美の黄金などを賜わっている。さらに夕方、小御所において関白と尊父と実弟および十七名の公家たちと共に、「糸たけ」を催され、自ら琵琶の演奏を行われたのである。

注

- (1) 拙稿「光格天皇の『寛政新造内裏還幸行列絵巻図』（『モラロジー研究』第七九号、平成二十九年五月）。
- (2) 所功編著『光格天皇関係図集成』（国書刊行会、令和二年三月）。巻頭にこの図を二葉カラーで掲載した。
- (3) 新釈日本漢文大系（明治書院）『礼記』上中下。
- (4) 井上正氏「古代・中世の音楽思想の思想的変遷」（『帝京大学文学部教育学科紀要』第三七号、平成二十四年三月）、川口由香氏「古代から中世における音楽と社会の変遷」（『立命館大学人文社会

- 科学研究所紀要』第一一二号、平成十九年三月）など。
- (5) 正倉院に伝わる楽器のうち、「螺鈿紫檀五絃琵琶」（全長108cm・胴巾31cm）は、世界で唯一の宝物といわれ、近年（平成二十三年）完全な復元模型も作られている（御即位記念特別展『正倉院の世界』図録、東京国立博物館、令和元年十月）参照。
- (6) 新訂増補国史大系（吉川弘文館）『日本三代天皇実録』貞観九年（八六七）十月四日己巳条（藤原貞敏卒伝）、『琵琶譜』序文。
- (7) 日本古典文学全集（小学館）の『十訓抄』巻十の一九および『今昔物語集』巻二十四。
- (8) 新日本古典文学大系（岩波書店）『江談抄』、宮内庁図書寮叢刊（明治書院）『伏見宮旧蔵楽書集成』所収『琵琶全記』『朝琴教録』。
- (9) 相馬万里子氏『代々琵琶秘曲御伝受事』とその前後―持明院統天皇の琵琶―（『書陵部紀要』第三六号、昭和六十年二月）、同『琵琶の時代から笙の時代へ』（同上第四九号、平成十年三月）。
- (10) 『古事談』は村上天皇とし、『吉野楽書』は源高明とするが、これは既に『古事類苑』楽舞部二（吉川弘文館刊本）が指摘している。
- (11) 『御遊抄』『源家長日記』『順徳天皇御記』（『大日本史料』元久二年正月十三日条）。
- 今村みゑ子氏『順徳天皇と音楽』（『明月記研究』第七号、平成十四年十二月）、磯永絵氏『院政期音楽説譜の研究』（和泉書院、平成十四年一月）。
- (12) 豊永聡美氏『中世の天皇と音楽』（吉川弘文館、平成十八年十二月）、同『天皇の音楽史』（同上、平成二十九年一月）。
- (13) 宮内庁図書寮叢刊（明治書院）『伏見宮旧蔵楽書集成』二所収。
- (14) 豊永聡美氏『天皇の音楽史』（注12）八〇・一九七頁。
- (15) 宮内省編『後土御門天皇実録』（ゆまに書房複製本、平成二十

一年）文正元年十二月二十日条。

(16) 宮内省編『光格天皇実録』（ゆまに書房複製本、平成十八年）。

(17) 以下、公卿の寛平九年（一七九七）当時の数え年齢は、『公卿補任』（新訂増補国史大系本）の記載を参照した。

(付) 注(2) 絵図集成の主要目次は左の通りである。

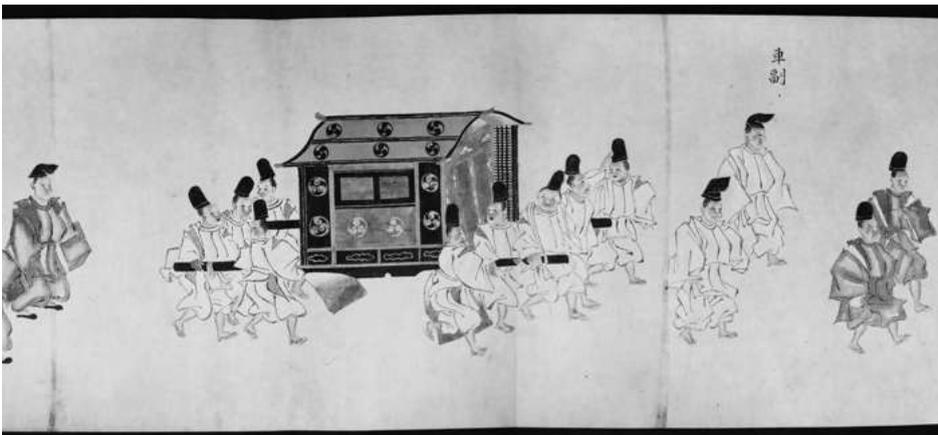
I 絵図篇

- 一 『御即位次第略解』安永九年御即位式
 - 二 御元服関係図 安永十年御元服
 - 三 『寛政新造内裏還幸行列絵図』寛政二年還幸
 - 四 『天皇御還幸 御行列之図』寛政二年還幸
 - 五 『新嘗祭神膳行列次第并図』寛政三年新嘗祭
 - 六 公卿勅使『宮川川原祓之図』享和元年参宮
 - 七 『石清水臨時祭御再興図画』文化十年再興
 - 八 『賀茂臨時祭御繪卷』文化十一年再興
 - 九 『桜町殿行幸図』文化十四年御讓位
- ◎参考 a 『禁裏御所絵図』と『仙洞御所絵図』
- b 『桜町御所之図』と『行幸』内裏図
- 十 『光格上皇修学院御幸儀仗図繪卷』文政七年
- 解説篇 詳細な解説論文を十篇収録
- 参考篇
- 『宸翰英華』所載の光格天皇宸筆、
宮内省編『光格天皇実録』網文抄、
本書要旨英訳、人名索引など

(1)



(3)



(御琵琶長櫃)

(5)



(2)



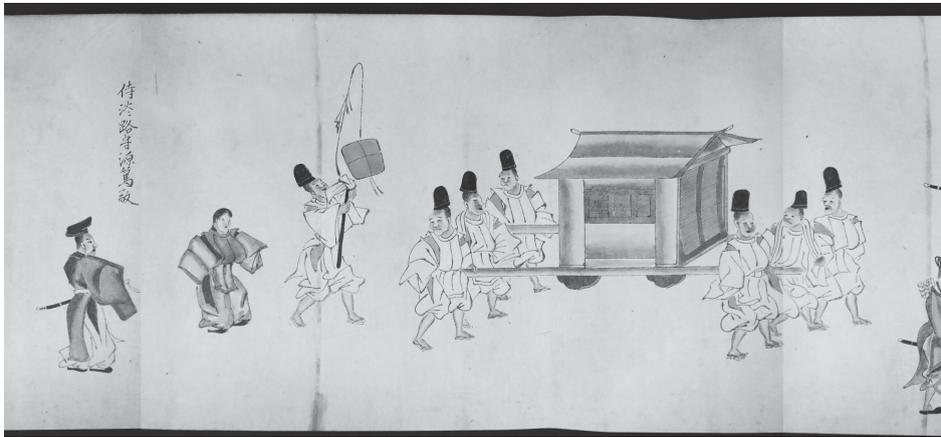
(4)



(6)

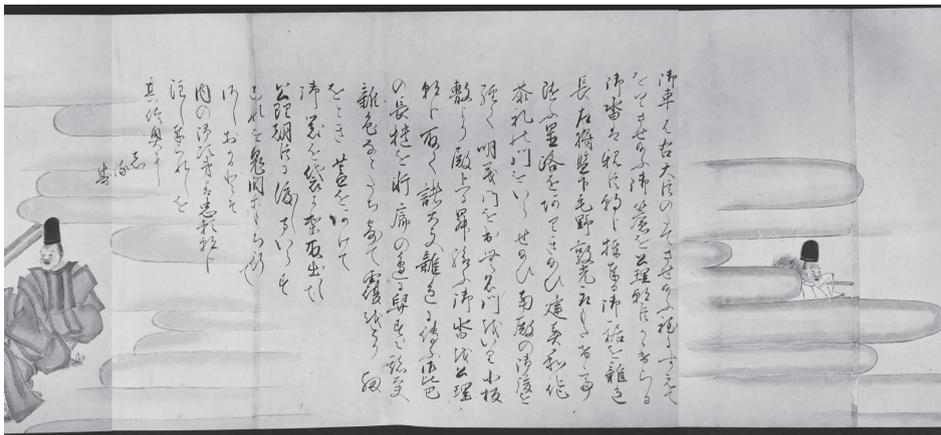


(7)



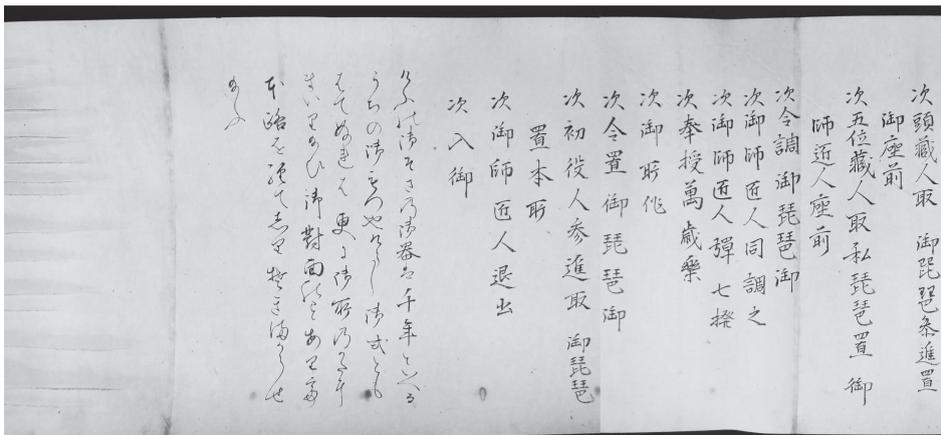
(9)

A



(11)

C



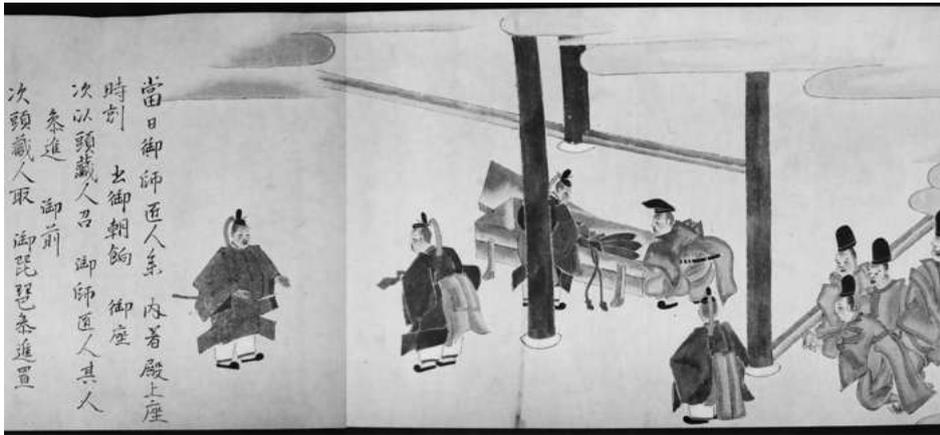
次頭藏人取 御琵琶奏進置
 御座前
 次五位藏人取私琵琶置御
 師近人座前
 次令調御琵琶御
 次御師匠人同調之
 次御師匠人彈七棹
 次奉授萬歳樂
 次御所他
 次令置御琵琶御
 次初役人參進取 御琵琶
 置本取
 次御師匠人退出
 次入御
 次入御

(8)

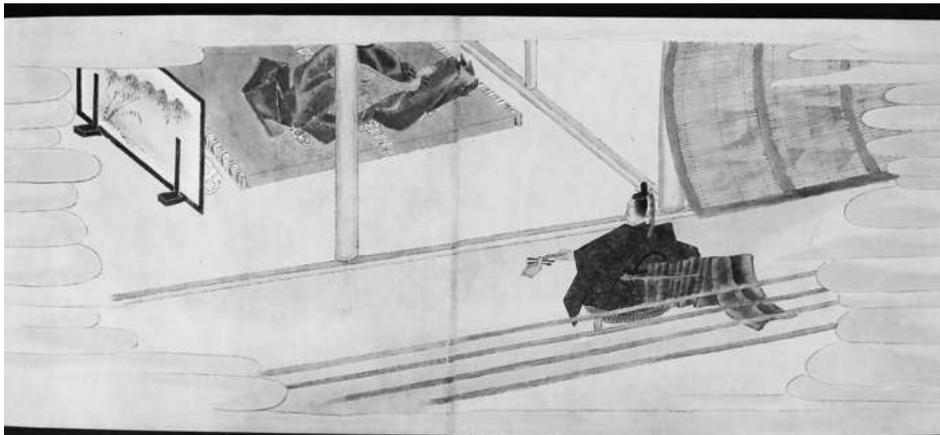


B

(10)

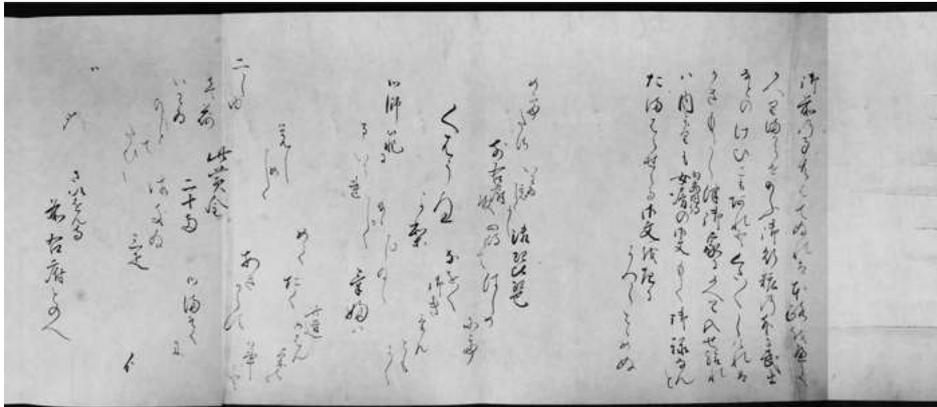


(12)



(13) E

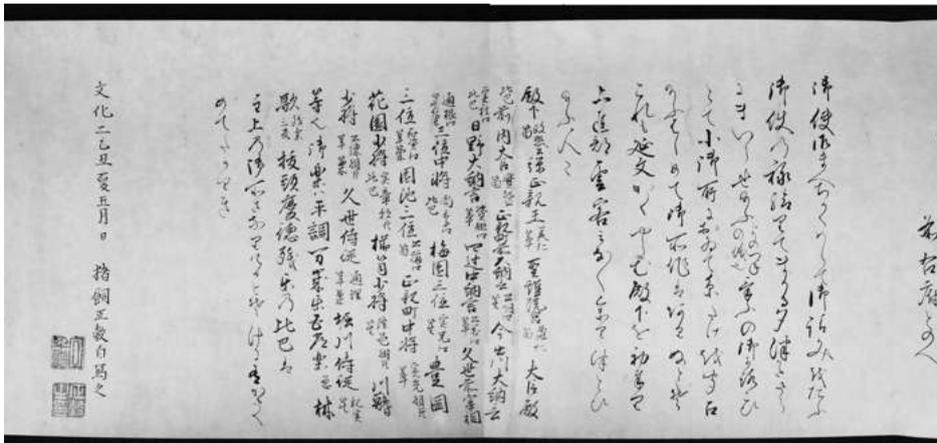
D



G

(14)

F



(光格天皇) 前頁下段 (12) の拡大部分

(西園寺賞季)

